

徳島県規則第四十三号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第三十九号から第四十七号までを次のように改める。

三十九から四十七まで 削除

別表第一徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項第四百四号から第二百四十九号までを次のように改める。

百四 受胎調節実地指導員指定証交付手数料

百五 受胎調節実地指導員標識交付手数料

百六 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料

百七 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料

百八 受胎調節実地指導員標識再交付手数料

百九から二百四十九まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。